

財政健全化計画等執行状況報告書

1. 基本的事項

団体名	美郷町	会計名	一般会計	団体担当者	中野秀崇
承認年度	平成20年度				

2. 判定結果

項目	計画最終年度(又は改善額合計)			計画前年度実績(又は補償金免除額)		類型
	目標値	実績見込値	乖離値	実績値	乖離値	
① 地方債現在高	8950.0	9212.0	▲ 262.0	11774.0	2,562.0	c
② 実質公債費比率	14.6	10.3	4.3	20.8	10.5	a
③ 職員数	153.0	149.0	4.0	172.0	23.0	a
④ 改善額	512.0	117.0	▲ 395.0	4.0	113.0	c
⑤ 公営企業債現在高						
⑥ 累積欠損金比率						
					総合判定	c

3. その他

(i) 計画及び前年度執行状況の公表状況

計画:平成20年12月 公表 (HP) 広報紙・その他【 】)
 執行状況:平成24年9月 公表 (HP) 広報紙・その他【 】)

(ii) 計画及び前年度執行状況の議会への説明

計画:平成20年9月 説明
 執行状況: 決算審査時に適宜説明

(iii)実績値が計画目標値に届かない理由及びやむを得ない事情についての検討事項

平成21年度より実施している小中一貫校舎整備事業が新たに加わった。

また、当該計画策定時点では臨時財政対策債を187,500千円で見込んでいたが、その後の借入可能額が大幅な増(H21:326,526千円、H22:374,381、H23:269,805、H24:268,192)となり、それに併せて今後の借入見込額を変更したため。

※従来計画していた道路等起債事業は可能な限り圧縮。

【小中一貫事業の必要性和効果】

小中一貫教育の推進は本町が取り組んでいる教育の基本方針であるとともに、合併後における本町の重要な施策の一つである。特に南郷区では平成18年度よりモデル地区(平成18年度小中一貫教育特区として総務省より認可)として少中一貫教育を進めている。平成20年度には本町内の全小・中学校が教育課程の特例校として文部科学省から認可を受け、平成21年度から本町全域で小中一貫教育を実施している。

現在、南郷区には中学校1校(南郷中学校)と小学校4校(神門小学校・鬼神野小学校・渡川小学校・水清谷小学校)があり、施設連携型の小中一貫教育を実施しているが、小規模小学校が地域内に点在しているため、小中一貫教育の効率的かつ効果的な推進に支障をきたしている。また、南郷中学校、神門小学校及び水清谷小学校の校舎については耐震性能が低く、早急に耐震補強の対策を講じる必要がある。併せて、3小学校(鬼神野小学校・渡川小学校・水清谷小学校)については完全複式で、神門小学校が複式学級を1学級有しており、今後も児童数の減少により複式学級の増加が予想されることから、早期に複式解消の対策を講じる必要がある。

このようなことから、南郷区の全小・中学校を統合した施設一体型の小中一貫校を整備し、小中一貫教育の効率的かつ効果的な推進を図るとともに、複式学級の解消を図り、高い耐震性能を確保し安全・安心な学校づくりを目指す。また、モデル校として小中一貫教育を推進し、その効果を本町学校教育の方針にフィードバックすることで、より効果的な小中一貫教育の展開を目指す。併せて、4小学校を統合することにより維持管理費等の大幅な経費削減が図られる。

【合併特例基金造成事業の必要性】

平成27年度には普通交付税の合併算定替が終了し、平成33年度からは完全一本算定となり、8億円前後の普通交付税の減が予測される。歳入の減が行政サービス低下に繋がらないよう、基金により財源を確保しながら行財政改革を進めていくものである。

(iv)改善に向けた取組及び今後の見通し

平成20年度策定当該計画に加えて大型事業が加わった。しかしながら、美郷町で策定している公債費適正化計画のとおり、平成18年度から平成24年度の7か年は単年度の起債額の上限額を5億円(災害、臨財債、減収補てん債、合併特例債基金造成成分を除く)に設定し、これを遵守することで、当該計画目標値に近い数値を目指す。

※大型事業のため1か年の起債額が5億円を超える年度もあるが、超えた分については公債費適正化計画期間の7か年で平準化を図る。(H20:353,000千円、H21:525,700千円、H22:744,400千円、H23:338,500千円、H24:433,712)

(v)改善方針の進捗状況

当該計画当初には加算されていなかった大型事業が加わったこと、臨財債の増加が計画額超過の要因となっているが、地方債現在高は着実に減少している。

美郷町では、公債費負担適正化計画の遵守を財政運営上の最重要課題として位置づけ取り組んでいる。

当該計画には加算されていなかった大型事業の実施により、1か年の起債額が5億円を超える年度もあるが、公債費負担適正化計画を遵守し、超過分については公債費負担適正化計画期間の7か年で平準化を図っている。

また、投資事業については、緊急性や真に効果のあるものを重点的に選択するなどして、適正規模の起債発行に努めている。

団体名	美郷町
会計名	一般会計

② 実質公債費比率

類型	a
----	---

(i) 推移表

(単位:%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計画最終年度 (平成24年度)	計画前年度 (平成19年度)
計画目標値(A)	20.3	19.3	17.7	16.2	14.6	20.8
実績(見込)値(B)	20.6	19.2	16.3	13.2	10.3	10.5
乖離値(C) (A-B)	▲ 0.3	0.1	1.4	3.0	4.3	10.5
乖離率(D) (C/A)	-1.5%	0.5%	7.9%	18.5%	29.5%	50.5%

(ii) 要因分析

(単位:百万円、%)

係数項目	平成22年度				やむを得ない 事情	採用係数
	計画目標値(A)	実績値(B)	乖離値(A-B)	乖離要因		
地方債の元利償還金	1,584	1,551	-		×	1,551
準元利償還金	277	271	-		×	271
地方債の元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	35	26	9	公営住宅使用料の充当額の減	×	26
普通地方交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金	1,210	1,214	-		×	1,214
標準財政規模	4,921	5,707	-		×	5,707
単年度実質公債費比率	16.6	13.0			単年度再算定比率	13.0

係数項目	平成23年度				やむを得ない 事情	採用係数
	計画目標値(A)	実績値(B)	乖離値(A-B)	乖離要因		
地方債の元利償還金	1,378	1,322	-		×	1,322
準元利償還金	270	250	-		×	250
地方債の元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	35	27	8	公営住宅使用料の充当額の減	×	27
普通地方交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金	1,070	1,105	-		×	1,105
標準財政規模	4,822	5,359	-		×	5,359
単年度実質公債費比率	14.5	10.3			単年度再算定比率	10.3

係数項目	平成24年度				やむを得ない 事情	採用係数
	計画目標値(A)	実績値(B)	乖離値(A-B)	乖離要因		
地方債の元利償還金	1,221	1,154	-			1,154
準元利償還金	259	247	-			247
地方債の元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	35	27	8	公営住宅使用料の充当額の減		27
普通地方交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金	965	1,032	-			1,032
標準財政規模	4,726	5,468	-			5,468
単年度実質公債費比率	12.8	7.7		10.3	単年度再算定比率	7.7
実質公債費比率	14.6	10.3			再算定比率	10.3

(iii)実績値が計画目標値に届かない理由及びやむを得ない事情についての検討事項

(iv)改善に向けた取組及び今後の見通し

(v)改善方針の進捗状況

美郷町で策定している公債費負担適正化計画に則り、平成18年度から平成24年度の7カ年は単年度起債額の上限額5億円を遵守することで、当該計画目標値を下回った。
当該計画には加算されていなかった大型事業の実施により、1カ年の起債額が5億円を超える年度もあったが、公債費負担適正化計画を遵守し、超過分については公債費負担適正化計画期間の7カ年で平準化を図った。
平成25年度に平成27年度を終期として、引き続き単年度起債額の上限額を5億円とする公債費負担適正化計画を策定しており、起債の適正規模の発行に努めることとしている。

(iii)実績値が計画目標値に届かない理由及びやむを得ない事情についての検討事項

Empty dashed box for item (iii).

(iv)改善に向けた取組及び今後の見通し

Empty dashed box for item (iv).

(v)改善方針の進捗状況

Empty dashed box for item (v).

団体名	美郷町
会計名	一般会計

類型	C
----	---

④ 改善額

(i) 推移表

(単位:百万円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	改善額合計	補償金免除額
計画目標値(A)	88	69	154	82	119	512	4
実績(見込)値(B)	113	22	12	-15	-15	117	
乖離値(C) (B-A)	25.0	▲47.0	▲142.0	▲97.0	▲134.0	▲395.0	113.0
乖離率(D) (C/A)	28.4%	-68.1%	-92.2%	-118.3%	-112.6%	-77.1%	2825.0%

(ii) 要因分析

計画最終年度における未達成の要因	影響額(単位:百万円)						備考	やむを得ない事情
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計		
地域活性化・経済危機対策臨時交付金に係る物件費の増(国庫事業)		36				36		8
緊急雇用対策臨時交付金・ふるさと雇用再生特別交付金に係る物件費の増(国庫事業)		37	54	55	23	169		8
参議院議員選挙・県知事選挙・県議会議員選挙に係る物件費の増			10			-		×
口蹄疫対策に係る物件費の増			15	3		18		1
小中一貫校舎整備事業に係る物件費の増			38	1		-		×
学校情報通信技術環境整備事業に係る物件費の増(国庫事業)			8			8		8
理科教育設備整備事業に係る物件費の増(国庫事業)			3			3		8
安心生活創造事業に係る物件費の増(国庫事業)		12	24	26		62		4
子ども手当支給に係るシステム改修等物件費の増(国庫事業)			3	2		5		8
地籍調査事業に係る物件費の増			34	35	4	-		×
美郷の蔵事業(ペ-カー-整備)に係る物件費の増				8		-		×
地域活性化・住民生活に光を注ぐ交付金に係る物件費の増(国庫事業)				3		3		8
住民基本台帳システム改修にかかる物件費の増(住基法改正に伴う)					12	12		7
戸籍システム改修にかかる物件費の増(機器更新)					23	-		×
公共施設維持管理作業班運用にかかる物件費の増					13	-		×
衆議院議員選挙にかかる物件費の増					4	4		17
医療体制の充実(医師及び看護師の人員増)にかかる病院公営企業繰出金の増					79	79		4
自治体クラウド化事業にかかる物件費の増					19	-		×
職員用業務用パソコン更新にかかる物件費の増					8	-		×
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
						-		
合計	-	85	189	133	185	592		
うち、やむを得ない事情	-	85	107	89	118	399		

(iii)実績(見込)値が計画目標値に届かない理由及びやむを得ない事情についての検討事項

平成24年度は雇用対策事業や電算システムの改修等の臨時的な物件費の支出が多額に及んだ。さらに、医療体制の見直しにより病院公営企業繰出金の支出も増えたため計画目標値を下回った。

(iv)改善に向けた取組及び今後の見通し

平成24年度は雇用対策事業や電算システムの改修等やむを得ない事業による物件費の増により計画目標値を下回ったが、平成25年度以降は人件費、物件費ともに減少する見込みである。物件費については、行財政改革の実施と合わせて事務事業を抜本的に見直し、引き続き節減に努める。

また、公営企業に対する繰出金については、経営基盤安定と地域住民サービス確保のため、経営の現状及び今後の見通しについて十分な検討を行い、コスト削減や業務の効率化・合理化を図り、適正な繰出しに努める。

(v)改善方針の進捗状況